

郵便貯金通帳

小樽貯金支局

簿管
原所
記號
記番

連いそ10443

名氏	所	住	要	摘
櫻				
貞				
子				
殿				
				惠須取町王ふ社宅

通帳印刷局製

預 入 郵便局で本通帳に預入金を記入したときは、日附印及主務者印を押捺して之を證明致します。

通 常 拂 預け人の請求に依り拂戻證書を發行し、郵便局で其の提出を受けて現金の支拂を致します。

時 拂 (一) 原簿所管轄の「現在高證明」のある通帳に對しては、何處の郵便局でも、其の證明金額の範圍内ならば現金の支拂を致します。

(二) 「現在高證明」のない通帳に對し現金の支拂をする限度は

(イ) 預け入れた郵便局では其の局に預入した金額の範圍内、

(ロ) 他の郵便局では一日三十圓、同一月内百圓迄であります。

一部拂のときの注意 貯金の一部を拂戻すときは、通常拂でも即時拂でも拂戻金額に十錢未満の端数を附けず且五十錢以上を残して置いて下さい。

拂戻の豫告 多額の拂戻は資金の都合で十々には應じ兼ねる場合がありますから、豫め拂渡郵便局へお申

利 出 下 さい。

子 毎年三月末を區切つて元金に粗入れ、通帳をお出しのときに記入致します。

證券の購入及保管 貯金の一部で國債其の他定められた證券を購入して保管することを、郵便官署に委託する便利な制度もあります。

再 度 通 帳 通帳に餘白がなくなつたり通帳を亡失、毀損又は汚損したときは、新通帳を發行致しますから、其の旨を郵便局へお申出下さい。

譲 渡 貯金及保管してある證券は、親族間又は遺言に依る場合の外は個人間の譲渡は出来ません。

改 印 届書に通帳を添へて郵便局へお出し下さい。

轉 居 届書を郵便局又は原簿所管轄へお出しになると共に、通帳に記載してある住所を訂正して下さい。

無 効 處 分 十年間預入又は拂戻なく或は利子記入、檢閲の爲に通帳を一回もお出しにならないときは、其の貯金は無効になることがあります。

尚此の貯金に就てお申出になるときは、通帳の記號番號をお知らせ下さい。

43	41	39	37	35	33	31	29	受入高
44	43	42	41	40	39	38	37	
36	35	34	33	32	31	30	29	主務者印
44	43	42	41	40	39	38	37	
44	42	40	38	36	34	32	30	

170

此の欄には必ず預入
申込書に使用した印
章を鮮明に押捺して
置いて下さい。尚通
帳と印章は別に保管
せられた方が安全で
あります。

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
拾 四 圓	拾 五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	拾 四 圓	拾 五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	拾 四 圓	拾 五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓	五 圓
		10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	10	5	5	5	5	5	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
219215																												

受入高
拂出高
主務者印

